



報道資料

令和3年2月10日

1 件 名 職員の懲戒処分の公表について

2 日 時 令和3年2月10日（水）

3 場 所

4 内 容

職員の懲戒処分について、別紙のとおり公表します。

5 問い合わせ 総務部職員課・上下水道局上下水道総務課
Tel 083-934-2727



令和3年2月10日
山口市上下水道局上下水道総務課

懲戒処分の公表

<懲戒処分者>

1 被処分者

所属 上下水道局

補職 主幹（課長補佐級）

性別 男性

年齢 55歳

2 処分内容

停職 6か月（令和3年2月10日から令和3年8月9日まで）

3 処分年月日

令和3年2月10日

4 事実の概要及び処分理由

被処分者は、令和元年12月18日（水）午後11時30分頃から30分程度、自宅にて、焼酎210mlを3杯程度飲んだ後に就寝した。翌日12月19日（木）の朝、起床遅延したため、慌てて午前9時45分頃に自家用車を運転し職場に向かったが、市内の道路において、前方を走行していた車を追い越そうと対向車線に進出して追い越しを開始した際に、自車左前部を前方車右後部に接触させたことにより、被害者の運転車両を路外の畠に転落させ、右顔面打撲等の傷害を負わせた。

事故直後、警察官による現場検証が行われる中で、当該職員に対して飲酒検査が実施されたところ、アルコールが検知され、飲酒運転との指摘を受け、令和2年4月22日付で、行政処分として、酒気帯び安全運転義務違反による28点減点及び2年間の運転免許の取消処分を受け、また、令和2年12月23日付で、道路交通法違反、過失運転致傷で起訴され、令和3年2月9日に行われた初公判においてその事実を認めたものである。

このことは、市民の安全安心を守る責務のある山口市職員にあるまじき行為であるのみならず、著しく本市の信用を傷つけ、本市職員の職全体の不名誉となるものであり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当することから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに山口市上下水道局就業規程第40条第2項に基づく山口市職員の分限及び懲戒に関する手続並びに効果に関する条例第7条の規定により、停職6カ月の懲戒処分とするものである。



<その他関係職員の処分>

事案発生時、被処分者の上司であった3名について、組織内の服務規律の徹底を図り、かかる行為が絶対にないよう十分注意して職務にあたるよう、同日付けで文書訓告とした。

※1名は現在市長部局に異動しているため、市長部局で文書訓告。

<対応策>

再発防止に向けて、職員へ服務規律の通達を2月10日付けで発するとともに、これまで以上の服務規律の確保及びコンプライアンス意識の徹底に取組み、市民の皆様の信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

上下水道事業管理者コメント

職員がこのような事態を起こしたことに対しまして、御迷惑をおかけした被害者及び関係者の皆様並びに市民の皆様に心からお詫び申し上げます。

職員には、常日頃から、法令を遵守するとともに、特に飲酒運転については、社会的に許されざる行為であることを指導してまいったところでございますが、飲酒の翌日も酒気が残る可能性があるという基本的な認識を甘く判断したこと、法令遵守の精神にゆるみがあったことは、誠に残念でなりません。

今後は、職員一人ひとりが公務員としての職責を改めて深く認識し、信頼回復に向け、行動規範の肃正を図り、不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいります。

令和3年2月10日

山口市上下水道事業管理者 野村 和司